

資料3

変更届 添付書類等の
一部変更について

変更届 添付書類一覧表について

変更届出書(事項)の「添付書類一覧表」について添付書類等の内容を一部変更しましたので、8月届出より添付書類一覧表のとおり変更届の提出をお願いいたします。

【主な変更内容】

(1)変更届を提出する際に提出必須とする書類を追加する。

提出必須書類:①変更届出書、②付表(該当サービス分)、③従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表、④組織体制図

(2)従業員の変更があった際の届出を不要とする。

※従前の取扱いでは、従業員変更の都度変更届の提出を求めていたが、変更届の提出を不要とします。管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更について変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

※なお、従業員の変更がある場合は、従業員の資格要件や、算定している加算要件を引き続き満たしているか確認をお願いいたします。従業員の変更に伴い、加算要件を満たさなくなる場合は、加算の変更(取下げ)の届出が必要となりますので、留意願います。

加算(報酬)関係の届出について

加算(報酬)関係の様式一覧表を作成しましたので、届出の際の参考にしてください。

また、加算(報酬)関係について届出を必須とする書類を変更しましたので、8月届出より様式一覧表のとおり提出をお願いいたします。

【主な変更内容】

(1)加算(報酬)関係の届出の際の提出必須書類を一部変更する。

提出必須書類:①介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出書、②介護給付費等(障害児通所・入所給付費)の算定に係る体制等状況一覧表、③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

※介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の様式を変更しております。特記事項欄に変更前、変更後の欄がありますので、変更内容が具体的に分かるよう記載してください。

※加算等の届出により算定を開始する場合は、原則、毎月15日までの届出で、翌月から算定可能となります(前年度の実績が算定根拠となる加算等は除く)。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/kenko/fukushi/shogai/accessibility.html> (市ホームページ様式掲載場所)